

日本外交文書

大正七年 第二冊 上卷

外務省

序

日本外交文書の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧洲大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の安全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、特別の場合を除いては当用漢字の新字体を用いて差支えないこととした。

五、大正七年の本書は同年中に展開された中国関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また欧州大戦関係文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一	中国南北調停一件	一
二	中国改革借款一件	一五
三	对中国新借款团组织ニ関シ米国提議ノ件	二〇
四	日中軍事協定締結ニ関スル件	二七
五	中国ヘノ兵器供給ニ関スル件	三四
六	南潯鐵道ニ関スル件	四六
七	滿蒙鐵道借款細目交渉ニ関スル件	五三
	(四平街鄭家屯鐵道借款)	
八	大倉組ノ江蘇省秣陵関附近鉄山開発ニ関スル交渉一件	五〇
九	中国米輸入交渉ニ関スル件	五四
一〇	中国輸入税率改正一件	五九

(以上上巻)

一一 西原亀三ノ関与セル对中国借款關係一件

一二 对中国借款善後策ニ関スル件

一三 中国内政關係雜件

附録 日本外交文書大正七年第二冊日附索引

(以上下巻)

事項一 中国南北調停一件

一 二月二十一日 本野外務大臣ヨリ
在中国林公使宛(在東京)

中国南北間争乱ノ成行監視、北京ニ於ケル有
力政治家間ノ不和反目ノ緩和除去ノ努力、中
国トノ軍事上經濟上ノ提携ノ方針ニ関シ内訓
ノ件

附記 本野外務大臣ヨリ林公使ニ交付ノ三月八日附内
訓覚書 对中国政策ニ関スル件

極秘

帝国ノ对支政策ハ昨年一月九日閣議^(註)ニ於テ決定セラレ爾来
此方針ニ拠リ行動シ来リ其間兩國親交ノ關係ハ稍々増進ノ
形跡アリト雖モ未タ充分ニ我目的ヲ達シ得タリト云フ可カ
ラス蓋シ支那ノ政局ハ常ニ動搖シ今日ニ至ル迄未タ安定ノ
曙光ヲ見ス随テ帝国カ其既定ノ方針ニ拠リ支那ヲシテ我誠
実ナル指導ノ下ニ必要ナル庶政ノ改善ヲ図ラシメントスル
計画ノ如キモ其実現甚タ遼遠ナリ右ノ次第ナルヲ以テ帝国
政府ハ支那ニ於ケル国内ノ争乱一日モ速ニ其局ヲ収メ強固

一 中国南北調停一件 一

ナル政府ノ樹立セラルルコト極メテ必要ナルヲ認ム而テ此
目的ヲ達スル為メニハ世上ニ唱道セラルルカ如ク南北ノ調
停ヲ謀ル如キモ或ハ一策ニシテ主義上政府ニ於テモ敢テ異
論ナシト雖モ支那現今ノ状態ニテハ其実行蓋シ至難ナルヲ
免カレス元来支那ニ於ケル南北ノ対峙確執ハ其原因深甚ニ
シテ容易ニ相融和シ難キ相違ニ基因スルモノナルカ故ニ此
際帝国カ成功ノ目算立タスシテ既定ノ方針ニ違ヒ自ラ進
テ此鬭争ノ渦中ニ投シ支那ノ内政ニ干渉スルハ甚タ危険ノ
措置ニシテ少クモ今日ハ断シテ其時機ニ非スト認ム随テ本
問題ハ今姑ク之ヲ自然ノ推移ニ一任シテ徐ニ其成行ヲ監視
スルノ外ナキモ現ニ北京政府部内に於ケル執政者并ニ其他
ノ有力ナル政治家間ノ不和反目ハ此上之ヲ増長セシムルハ
支那ノ刻下ノ紛争ヲシテ益拡大錯綜セシメ時局ノ收拾ヲ愈
困難ナラシムルハ勿論支那ヲ指導啓発シテ庶政ノ改善ヲ図
ラシメントスル我已定ノ对支政策ノ遂行ニ直接ノ障礙トナ
ルヘキヲ以テ貴官ハ任地ヘ帰還ノ上ハ現ニ北京ニ於ケル有

一